

議第 107 号

下呂市税条例の一部を改正する条例について

下呂市税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）の公布に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市税条例の一部を改正する条例

下呂市税条例（平成16年下呂市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（寄附金税額控除） 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1）・（2） （略） （3） <u>所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金のうち、岐阜県知事又は岐阜県教育委員会の許可を受けた公益信託に対するもの</u> （4） （略） （5） 前各号に掲げる寄附金のほか、所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金（租税特別措置法第41条の18の2第2項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、岐阜県内にお	（寄附金税額控除） 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1）・（2） （略） （3） <u>所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる寄附金のうち、岐阜県知事又は岐阜県教育委員会の許可を受けた特定公益信託に対するもの</u> （4） （略） （5） 前各号に掲げる寄附金のほか、所得税法第78条第2項第2号<u>及び第3号</u>に掲げる寄附金（<u>同条第3項及び</u>租税特別措置法第41条の18の2第2項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、岐

改 正 後	改 正 前
ける教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして岐阜県知事が指定したもの 2 (略) 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務	岐阜県内における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして岐阜県知事が指定したもの 2 (略) 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務

改正後	改正前
員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 （１）～（６） （略） 附 則	員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 （１）～（６） （略） 附 則 <u>（公益法人等に係る市民税の課税の特例）</u> <u>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6</u>

改 正 後	改 正 前
	<u>項から第11項までの規定により特定贈与等に 係る財産とみなされる資産を含む。）に係る 山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得 の金額に係る市民税の所得割を課する。</u>

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第34条の 7 第 1 項の改正規定及び
附則第 4 条の 2 を削る改正規定は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第30号）の施行の日の
属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用
がある場合におけるこの条例による改正後の条例第34条の 7 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）
の規定の適用については、同項第 3 号中「寄附金」とあるのは「寄付金（所得税法等の一部を改
正する法律附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定
による改正前の所得税法第78条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」と
する。

【参考資料】

下呂市税条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）の公布に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- （1） 公益信託制度の見直しに伴い、所得税法が改正されたため、本市条例の引用部分について改めます。

（第 34 条の 7、附則第 4 条の 2 関係）

- （2） 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の改正により、地方税法に条ズレが生じ、改正されたことに伴い、本市条例の引用部分について改めます。

（第 56 条関係）

- （3） この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 34 条の 7 第 1 項の改正規定及び附則第 4 条の 2 を削る改正規定は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行します。

（改正附則第 1 条関係）

- （4） 市民税に関する経過措置について定めます。

（改正附則第 2 条関係）